(三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的　水源のかん養
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県矢板市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、矢板市（次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
矢板市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、矢板市（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県矢板市（次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町（次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
那珂川町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
那珂川町（次の図に示す部分に限る。）
(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町（次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
那珂川町（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須烏山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須烏山市（次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
那須烏山市（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。